

整理番号 2

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1 調査研究費	2 グループ活動費	
	【広聴・広報活動費】		
	3 広聴費	4 要請・陳情等活動費	5 広報費
	【経常的経費】		
	6 人件費	⑦ 事務所費	8 事務費
	9 資料購入・作成費	10 交通費	

支出年月日	6年 4月 30日 他	支出額	405,198 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	5月6月7月事務所賃料		
領収書等貼付欄	松下昌代		
按分計算 450,220 × 90 % = 405,198			

ご利用明細票

本日はご来店いただきありがとうございます。

年 月 日	取扱店番号	機械	処理番号	銀行番号
060430	028	02	0247	0133#
種別	店舗番号	口 座 番 号		

お取引内容	手数料	お 取 引 金 額		
お支払		¥150,000		
お取引時刻	お 取 引 後 残 高			
13:11	*****			
依頼人 マツシタ マサヨ 様				
振込日	06-04-30			
振込金額	¥150,000			
振込手数料	¥0			
0430034	印紙税・差金 付につき大宮 税務署承認済			

＜ご注意＞
○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。

武蔵野銀行

ご利用明細票

本日はご来店いただきありがとうございます。

年 月 日	取扱店番号	機械	処理番号	銀行番号
060527	092	02	0190	0133#
種別	店舗番号	口 座 番 号		

お取引内容	手数料	お 取 引 金 額		
お支払		¥150,220		
お取引時刻	お 取 引 後 残 高			
14:40	*****			
依頼人 マツシタ マサヨ 様				
振込日	06-05-27			
振込金額	¥150,000			
振込手数料	¥220			
0527021	印紙税・差金 付につき大宮 税務署承認済			

＜ご注意＞
○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。

武蔵野銀行

事務所賃料5～7月

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

ご利用明細票

本日はご来店いただきありがとうございます。

年 月 日	取扱店番号	機械	処理番号	銀行番号
060626	028	040263	0133#	
種別	店舗番号	口座番号		

お取引内容	手数料	お取引金額		
お支払		¥150,000		
お取引時刻	お取引後残高			
16:49	*****			
依頼人 マツシタ マサヨ 様 振込日 06-06-26 振込金額 ¥150,000 振込手数料 ¥0 0626012				
印 必 秘 申 告 納 付につき大宮 税務署承認済				

<ご注意>

○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。

 武蔵野銀行

頭書(8) 特約事項

1. 甲と乙は、本物件内、什器備品・造作について以下の通り確認するものとします。
 - ① 本物件内、什器備品・造作を甲より譲り受ける者は、本物件賃借人に限るものとします。
 - ② 甲は本物件内、什器備品・造作を乙に譲り渡し、乙はこれを譲り受けた。尚、乙は現状にて甲より本物件内、什器備品・造作を譲り受けるものであり、譲り受け後に、万一これらの修理、使用不能等が発生したとしても責任は乙に帰属し、甲は一切その責任を負わないものとします。
 - ③ 今後、乙が本物件を明渡す場合には、甲から譲渡された什器備品・業務用設備及び造作一切をすべて取り外した上で甲に返還するものとします。
2. 電気料金は、甲が検針し乙に請求するものとします。

甲: [REDACTED]
乙: 松下まきよ県政事務所

【記名押印欄】

5 年 1 月 25 日

貸主(甲)	氏名 住所 TEL	[REDACTED]
借主(乙)	氏名 住所 TEL	松下 県政事務所
連帯保証人(丙)	氏名 住所 TEL 極度額	[REDACTED]
緊急時連絡先(丁)	氏名 住所 TEL	[REDACTED]
宅地建物取引業者	免許番号 事務所所在地 商号(名称) 代表者氏名 宅地建物取引士登録番号 氏名	埼玉県知事(9)第13750号 埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号 かつみ不動産 橋本 克己 [REDACTED]
宅地建物取引業者	免許番号 事務所所在地 商号(名称) 代表者氏名 宅地建物取引士登録番号 氏名	[REDACTED]

事業用賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という)と借主 松下まきよ県政事務所 (以下「乙」という)及び連帯保証人(以下「丙」という)、緊急時連絡先(以下「丁」という)とは、頭書(1)に定める目的物件(以下「本物件」という)について、以下のとおり賃貸借契約(以下「本契約」という)を締結しました。

頭書(1) 賃貸借の目的物件

建物部分	名 称	野口ビル			
	所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1番1号			
	使用用途	事務所	構 造	鉄筋コンクリート(RC)	6階建
	築年月日	1978年9月			
賃貸部分	区 画	1 階 101号室	専有面積	67.91㎡	(約 20.58 坪)
所有者	建物所有者住所 :	[REDACTED]			
	建物所有者氏名 :	[REDACTED]			

頭書(2) 契約期間及び物件引渡し日、解約予告期間

始 期	2023年5月25日	から	終 期	2025年5月24日	まで	2 年	ヶ月間
物件引渡し日	2023年5月25日		乙からの解約予告期間	1 ヶ月前			

頭書(3) 賃料等

賃 料	150,000 円	支 払 期 限	翌月分を毎月末日までに支払う
(月 額)		支 払 方 式	☒ 振込方式 (振込にかかる費用は乙負担)
(内消費税額)	(13,636 円)		☐ 口座自動振替方式 (同一借主に限り1口座につき手数料200円)
共 益 費	0 円		☐ 支払委託方式(収納会社名:)
(月 額)			振り込む場合の貸主指定の振込先金融機関名
(内消費税額)	(0 円)		[REDACTED]
敷 金	賃料の ヶ月分相当額	更 新 料	新賃料の ヶ月分相当額
	または (0 円)		
時 金	0 円	更新事務手数料	新賃料の 0.5 ヶ月分相当額
(元 金)			
(内消費税額)	(0 円)		
保証金	賃料の ヶ月分相当額		
	または (0 円)		

頭書(4) 使用目的

県議会議員事務所

頭書(5) 連帯保証人の極度額

☒ 連帯保証人(極度額 [REDACTED] 円)
☐ 家賃債務保証業者(社名:)
(保証番号:)

頭書(6) 鍵番号

鍵No.		本数		本	
------	--	----	--	---	--

頭書(7) 管理会社

商 号	かつみ不動産株式会社	住所	埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号	TEL	048-473-0011
(名 称)	賃貸住宅管理業者登録番号: 国土交通大臣 (01) 第 001734 号				
管理事務 の内容	家賃等受領に係る業務	☒ 頭書(3)に記載の方法により、受領します。			
		☐ かつみ開発株式会社に委託します。			
	賃貸借契約の更新に係る業務	☒ 賃貸借契約の更新意思の確認を行います。更新された場合は、更新後の期間や更新後の家賃の額等、書面を交付します。			
	賃貸借契約の終了に係る業務	☒ 退去時の債務の精算業務を行います。債務の額については、その算定基礎を記載した書面を交付します。			
	設備等の管理に係る業務	☐ 各種設備管理業務及び入居中の相談対応業務を行います。			
		☒ 貸主又は管理組合へご連絡下さい。			

整理番号

3

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1 調査研究費	2 グループ活動費	
	【広聴・広報活動費】		
	3 広聴費	4 要請・陳情等活動費	5 広報費
	【経常的経費】		
	6 人件費	⑦ 事務所費	8 事務費
	9 資料購入・作成費	10 交通費	

支出年月日	6年 4月 30日 他	支出額	45,090 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	5月6月7月駐車場代
-----	------------

領収書等貼付欄	松下昌代
---------	------

按分計算 50,100 × 90 % = 45,090

駐車場代5～7月分

口座名義 松下昌代

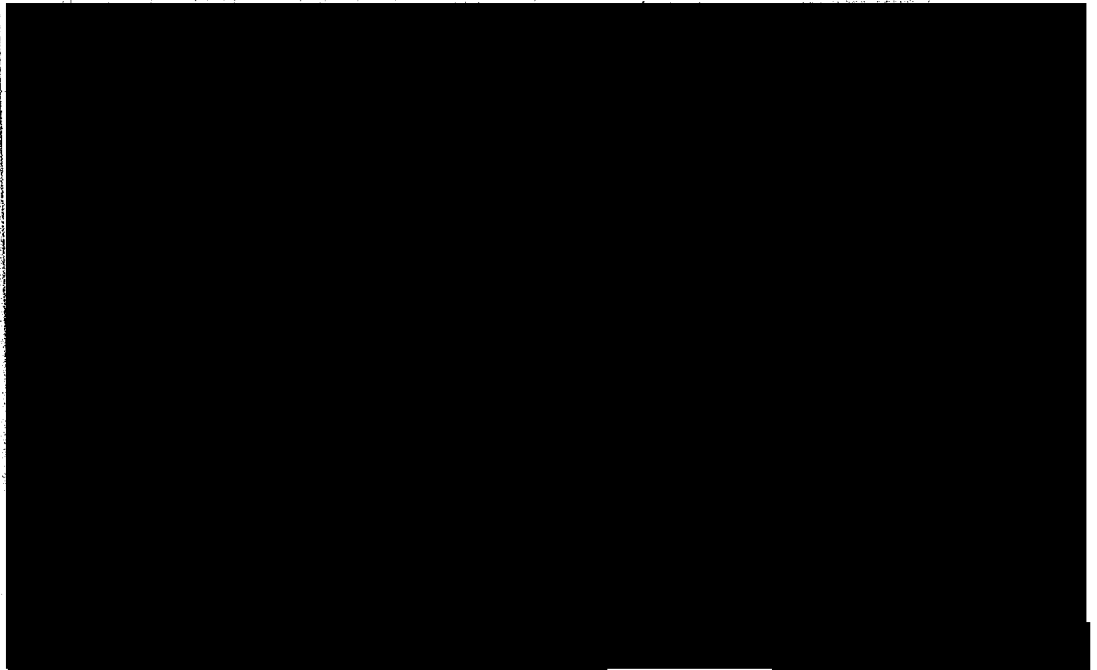
※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

口座名義 松下 昌代

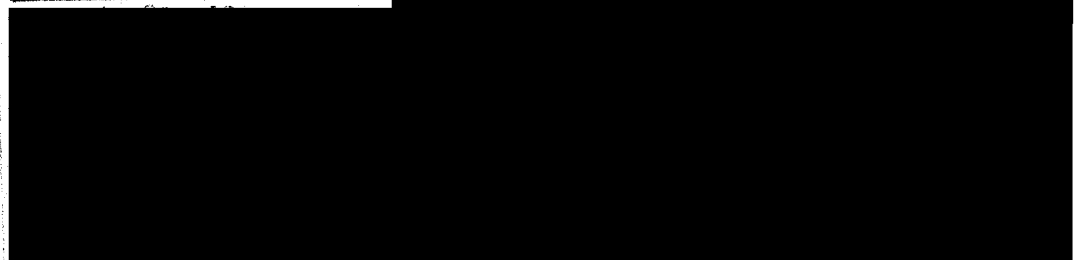


5

06-04-30 BW 16,700 RKS(JP25JYAY)



06-04-30 BW 16,700 RKS(JP25JYAY)

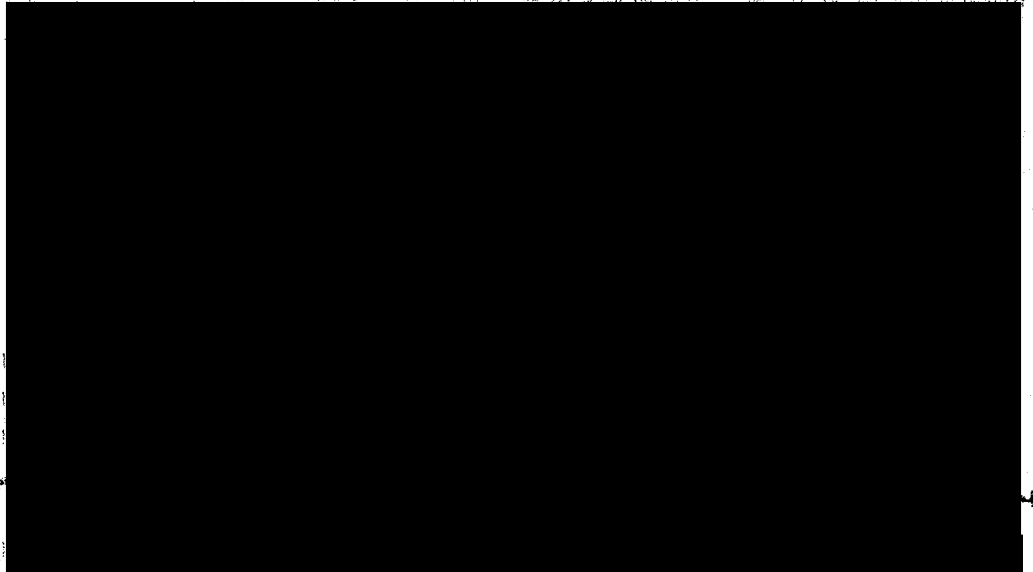


口座名義 松下昌代

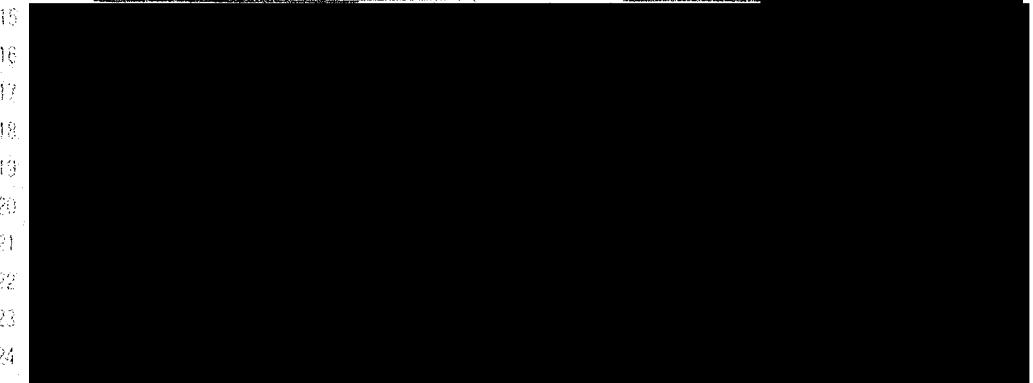


9

年	月	日	記号	お払戻し金額	お預り金額	差引残高	印字内容
---	---	---	----	--------	-------	------	------



14	06	05	28	BW	16,700	RKS(カミヤ)	
----	----	----	----	----	--------	----------	--



お振込先 お振込先 お振込先 お振込先 お振込先	お振込先 お振込先 お振込先 お振込先 お振込先	お振込先 お振込先 お振込先 お振込先 お振込先	お振込先 お振込先 お振込先 お振込先 お振込先
--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------

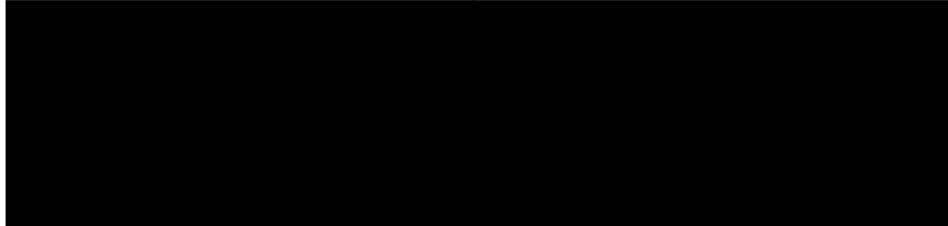
口座名義

松下 昌代



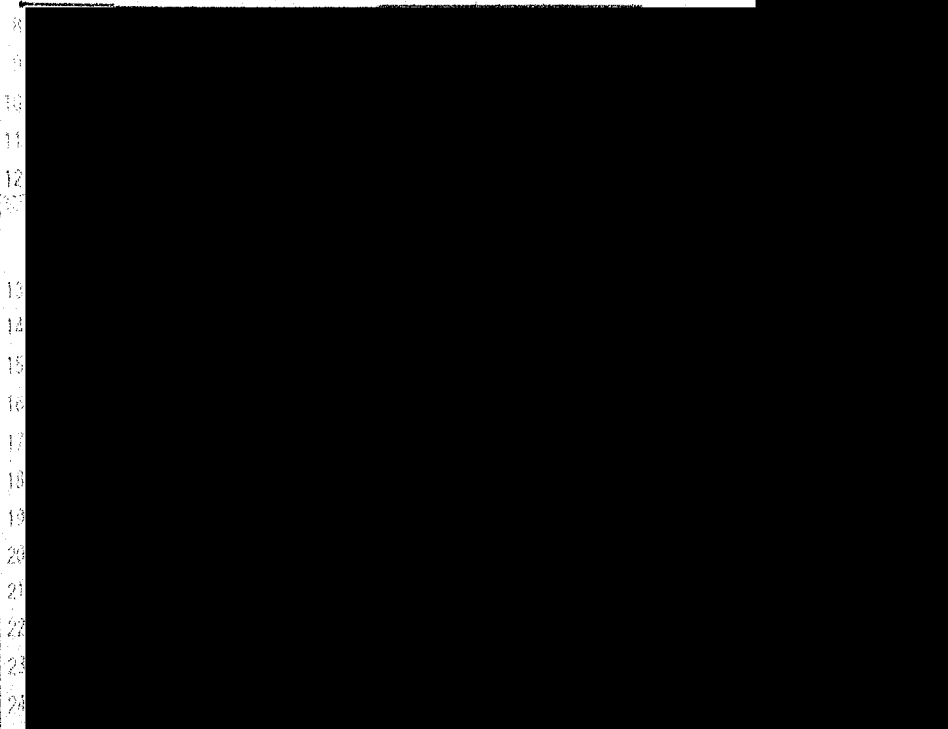
1

年 月 日 曜日 振込金額 振込日 振込元 振込先



06-06-28 BW

16,700 RKS(カネミヤ)



CB 000	06-06-28	16,700 RKS(カネミヤ)
CR 000	06-06-28	16,700 RKS(カネミヤ)
DB 000	06-06-28	16,700 RKS(カネミヤ)
BA 000	06-06-28	16,700 RKS(カネミヤ)

自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

名 称	土屋第三駐車場	駐車位置		番	台数	1 台
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1878-1					
賃 料	金 16,500	円也（内消費税 1,500 円）				
敷 金	金 0	円也	保証金	0	円	札 金 0 円
更新料	新賃料の 〇 ヶ月分					
更新事務手数料	新賃料の 1 ヶ月分					
契約期間	2023年6月26日 から 2025年6月25日 迄					
契 約 車	車種 社用車	色	登録番号			

賃貸人 有限会社土屋商事 を甲とし、賃借人 松下まさよ県政事務所 を乙とする。

甲と乙とは上記表示物件を下記の条項で賃貸借契約を締結する。

- 第1条 賃料の支払は、毎月28日に翌月分を自動振替（集金代行）とし、同一賃借人に限り一口座につき200円を振替手数料として乙が負担する。尚、甲は支払いの請求書及び領収証を発行しない。賃貸借期間が1ヶ月に満たない場合は、当月の日数で日割り計算とする。
- 賃料の集金業務については、かつみ開発株式会社（かつみ不動産グループ会社）にて行うものとする。
- 第2条 更新時については、甲乙協議の上、契約の更新をすることができる。更新時の更新料は乙負担とする。乙は更新事務手数料を甲の委任した業者に支払うものとする。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産株式会社とする。本契約の更新の手続きは、総てかつみ不動産株式会社を窓口とし、期間満了1ヶ月前迄に行うものとする。又、賃料の増額の必要が生じた時は、甲乙協議の上、増額する事ができる。
- 第3条 乙が次の場合の一つに該当した時は、甲は催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。
- 一、賃料の支払いを1ヶ月以上遅滞した時。
 - 二、賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
 - 三、本契約書第2条に定める更新手続きをしなかった時。
 - 四、本契約書第13条に定める管理規則に違反した時。
 - 五、本契約書の記載事項に虚偽の事実が発覚した時。
 - 六、その他本契約に違反した時。
- 尚、上記の事由により本契約が解除された場合には乙は解除された当月分の賃料は支払うものとする。
- 第4条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所（車庫）又はその施設及び保管場所（車庫）の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかにその損害を賠償するものとする。
- 第5条 甲は、保管場所（車庫）に在る乙の自動車について、発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとする。
- 第6条 甲乙は壹ヶ月前の予告をもって本契約を解約することができるものとする。但し乙は予告に代え 壹ヶ月分の賃料相当額を甲に支払って即時に解約することができるものとする。
- 乙が解約する場合は解約届に記名押印の上、甲又は甲の指定する者に届出するものとする。
- 尚、契約期間満了において解約する場合も、契約期間満了日の壹ヶ月前までに届出すること。
- 退車後も届出がない場合には賃料は支払う事とする。
- 又、部屋に付随している駐車場は、部屋を解約と同時に契約は終了となる。
- 第7条 駐車台数は駐車位置番号一つに付契約車1台とする。又、契約車は乗用車に限るものとする。
- 尚、乙が契約車を変更した場合甲に申し出て許可をもらい自動車の登録番号・車種及び色を連絡することとする。
- 第8条 乙は甲より駐車位置の変更を求められた場合にはこれに従うものとする。
- 第9条 本契約に基づく賃料、その他諸費用については、乙は施行されている税法に基づき消費税等を加算して甲に支払うものとする。尚、税法が改訂された場合には、改訂された月の賃料より適用する。
- 第10条 乙は礼金を本契約締結と同時に甲に支払う。
- 第11条 乙は 敷金 を本契約締結と同時に甲へ支払う。又、敷金 に利息をつけない。
- 敷金 返金については本契約が終了した時に返還するが、延滞賃料又は第4条による損害賠償金がある場合はこれを差し引いてその残額を返還する。
- 第12条 本契約に基づく返金分についての振込手数料は乙負担とする。
- 第13条（管理規則）
- 一、乙は保管場所（車庫）内に契約車両を適正に駐車させなければならない。
 - 二、乙は保管場所（車庫）を転貸してはならない。
 - 三、乙はいかなる理由を問わず保管場所（車庫）に仮設建物、バイク、自転車、物置、自動車用部品、或いは荷物等を置いてはならない。使用場所は常に清掃に気をつけて使用する事。（缶・ゴミ等を捨てない事）
 - 四、乙は保管場所（車庫）において近所の迷惑となる行為をしてはならない。特に空ぶかし、アイドリング継続或いはクラクションを鳴らすことにより騒音をたててはならない。
 - 五、乙は保管場所（車庫）に駐車していた車両が盗難、破損等の被害をうけない様、注意をしなければならない。
 - 六、契約台数以上の駐車をしてはならない。
 - 七、自動車検査切れの車両については駐車してはならない。

第14条 (反社会的勢力の排除)

一、甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員・準構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させこの契約を締結するものでないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為又は、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。

二、乙は、本物件の使用に当たり、本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより付近の住民に不安を覚えさせる行為を行ってはならない。

三、甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本物件を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力の排除に関する各条項に反する事実が判明したとき。
- (2) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

(特約事項)

--	--

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を所持する。

2023 年 6 月 6 日

賃貸人 (甲)	住 所	埼玉県朝霞市溝沼5丁目2-6		
	氏 名	有限会社上屋商事		

賃借人 (乙)	住 所	埼玉県朝霞市本町2-1-1 朝のC/M101	自宅TEL	
	氏 名	松子正典 県政事務所	携帯TEL	
	勤務先名			
	勤務先住所		勤務先TEL	

緊急時連絡先	住 所		自宅TEL	
	氏 名		携帯TEL	

仲介者

朝霞市西原2丁目9番1号

TEL 048-473-0011 (代)

かつみ不動産株式会社

代表取締役 橋本 克己

免許証番号

埼玉県知事(9)第13750号

登録番号

宅地建物取引士

整理番号 28

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1 調査研究費	2 グループ活動費	
	【広聴・広報活動費】		
	3 広聴費	4 要請・陳情等活動費	5 広報費
	【経常的経費】		
	6 人件費	⑦ 事務所費	8 事務費
	9 資料購入・作成費	10 交通費	

支出年月日	6年 7月 29日 他	支出額	405,000 円
	※ 政務活動費を充当した金額を記載		
使 途	8月9月10月事務所賃料		
領収書等貼付欄	松下昌代		

按分計算 450,000 × 90 % = 405,000

ご利用明細票

本日はご来店いただきありがとうございます。

年 月 日	取扱店番号	機械	処理番号	銀行番号
060729	028	020108	0133#	
種別	店舗番号	口	座	番 号

お取引内容	手数料	お 取 引 金 額		
お支払		¥150,000		
お取引時刻	お 取 引 後 残 高			
11:39	*****			
受取人 様				
依頼人 マツシタ マサヨ 様				
振込日 06-07-29				
振込金額 ¥150,000				
振込手数料 ¥0				
0729005				
印紙税伸着納 付につき大宮 税務署承認済				

<ご注意>

○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。

武蔵野銀行

事務所賃料 8月～10月

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

ご利用明細票

本日はご来店いただきありがとうございます。

年 月 日	取扱店番号	機械	処理番号	銀行番号
060823	028	010265	0133#	
種別	店舗番号	口	座	番 号

お取引内容	手数料	お 取 引 金 額		
お支払		¥150,000		
お取引時刻	お 取 引 後 残 高			
17:02	*****			
受取人 様				
依頼人 マツシタ マサヨ 様				
振込日 06-08-23				
振込金額 ¥150,000				
振込手数料 ¥0				
0823017				
印紙税納付につき大宮 税務署承認済				

<ご注意>

○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。

武蔵野銀行

ご利用明細票

本日はご来店いただきありがとうございます。

年 月 日	取扱店番号	機械	処理番号	銀行番号
060925	028	040166	0133#	
種別	店舗番号	口	座	番 号

お取引内容	手数料	お 取 引 金 額		
お支払		¥150,000		
お取引時刻	お 取 引 後 残 高			
12:55	*****			
受取人 様				
依頼人 マツシタ マサヨ 様				
振込日 06-09-25				
振込金額 ¥150,000				
振込手数料 ¥0				
0925013				
印紙税納付につき大宮 税務署承認済				

<ご注意>

○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。

武蔵野銀行

事業用賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という)と借主 松下まさよ県政事務所 (以下「乙」という)及び連帯保証人(以下「丙」という)、緊急時連絡先(以下「丁」という)とは、頭書(1)に定める目的物件(以下「本物件」という)について、以下のとおり賃貸借契約(以下「本契約」という)を締結しました。

頭書(1) 賃貸借の目的物件

建物部分	名 称	野口ビル			
	所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1番1号			
	使用用途	事務所	構 造	鉄筋コンクリート(RC)	6階建
	築年月日	1978年9月			
賃貸部分	区 画	1 階 101号室	専有面積	67.91㎡	(約 20.58 坪)
所有者	建物所有者住所:	[REDACTED]			
	建物所有者氏名:	[REDACTED]			

頭書(2) 契約期間及び物件引渡し日、解約予告期間

始 期	2023年5月25日	から	終 期	2025年5月24日	まで	2 年	ヶ月間
物件引渡し日	2023年5月25日		乙からの解約予告期間	1 ヶ月前			

頭書(3) 賃料等

賃 料 (月 額) (内消費税額)	150,000 円 (13,636 円)	支 払 期 限	翌月分を毎月 末日までに支払う	
共 益 費 (月 額) (内消費税額)	0 円 (0 円)		☒ 振込方式 (振込にかかる費用は乙負担) ☐ 口座自動振替方式 (同一借主に限り1口座につき手数料200円) ☐ 支払委託方式(収納会社名:)	
敷 金	賃料の ヶ月分相当額 または(0 円)		振り込む場合の貸主指定の振込先金融機関名 [REDACTED]	
一 時 金 (礼 金) (内消費税額)	0 円 (0 円)		☐ 持参方式(持参先・住所:)	
保証金	賃料の ヶ月分相当額 または(0 円)	更 新 料	新賃料の ヶ月分相当額	
		更新事務手数料	新賃料の 0.5 ヶ月分相当額	

頭書(4) 使用目的

県議会議員事務所

頭書(5) 連帯保証人の極度額

☒ 連帯保証人(極度額 [REDACTED] 円)
☐ 家賃債務保証業者(社名:) (保証番号:)

頭書(6) 鍵番号

鍵No.		本数	本
------	--	----	---

頭書(7) 管理会社

商 号 (名 称)	かつみ不動産株式会社 住所:埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号 TEL:048-473-0011 賃貸住宅管理業者登録番号:国土交通大臣 (01)第 001734 号		
管理事務 の内容	家賃等受領に係る業務	☒ 頭書(3)に記載の方法により、受領します。 ☐ かつみ開発株式会社に委託します。	
	賃貸借契約の更新に係る業務	☒ 賃貸借契約の更新意思の確認を行います。更新された場合は、更新後の期間や更新後の家賃の額等、書面を交付します。	
	賃貸借契約の終了に係る業務	☒ 退去時の債務の精算業務を行います。債務の額については、その算定基礎を記載した書面を交付します。	
	設備等の管理に係る業務	☐ 各種設備管理業務及び入居中の相談対応業務を行います。 ☒ 貸主又は管理組合へご連絡下さい。	

頭書(8) 特約事項

1. 甲と乙は、本物件内、什器備品・造作について以下の通り確認するものとします。
 - ① 本物件内、什器備品・造作を甲より譲り受ける者は、本物件賃借人に限るものとします。
 - ② 甲は本物件内、什器備品・造作を乙に譲り渡し、乙はこれを譲り受けた。尚、乙は現状にて甲より本物件内、什器備品・造作を譲り受けるものであり、譲り受け後に、万一これらの修理、使用不能等が発生したとしても責任は乙に帰属し、甲は一切その責任を負わないものとします。
 - ③ 今後、乙が本物件を明渡す場合には、甲から譲渡された什器備品・業務用設備及び造作一切をすべて取り外した上で甲に返還するものとします。
2. 電気料金は、甲が検針し乙に請求するものとします。

甲: [REDACTED]
 乙: 松下まさよ県政事務所

【記名押印欄】

5 年 1 月 25 日

貸主(甲)	氏名	[REDACTED]	
	住所	[REDACTED]	
	TEL	[REDACTED]	
借主(乙)	氏名	松下 まさよ 県政事務所	
	住所	[REDACTED]	
	TEL	[REDACTED]	
連帯保証人(丙)	氏名	[REDACTED]	
	住所	[REDACTED]	
	TEL	[REDACTED]	
	償還額	[REDACTED] 円	
緊急時連絡先(丁)	氏名	[REDACTED]	
	住所	[REDACTED]	
	TEL	[REDACTED]	
宅地建物取引業者	免許番号	埼玉県知事(9)第13750号	宅地建物取引業者
	事務所所在地	埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号	
	商号(名称)	かつみ不動産	
	代表者氏名	橋本 克己	
	宅地建物取引士登録番号 氏名	[REDACTED]	

整理番号	27
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1 調査研究費	2 グループ活動費	
	【広聴・広報活動費】		
	3 広聴費	4 要請・陳情等活動費	5 広報費
	【経常的経費】		
	6 人件費	⑦ 事務所費	8 事務費
	9 資料購入・作成費	10 交通費	

支出年月日	6年 7月 29日 他	支出額	45,090 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	----------------	-----	-------------------------------

使 途	8月9月10月駐車場代
-----	-------------

領收書等貼付欄	松下昌代
---------	------

按分計算 $50,100 \times 90\% = 45,090$

口座名義 松下昌代

駐車場代 8月~10月

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

口座名義 松下 昌代



1

年 月 日	記号	お払戻し金額 (円)	お預り金額 (円)	差 引 残 高 (円)	取扱店番						
						06-07-29	BW	16,700	RKS(カツミカイ)		

お振込先 B-0000
お振込先 B-0000
お振込先 B-0000
お振込先 B-0000
お振込先 B-0000

お振込先 B-0000
お振込先 B-0000
お振込先 B-0000
お振込先 B-0000
お振込先 B-0000

口座名義 松下 昌代

[illegible]

自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

名 称	土屋第三駐車場		駐車位置		番	台数	1 台
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1878-1						
賃 料	金	16,500	円也	(内消費税	1,500	円)	
敷 金	金	0	円也	保証金	0	円	礼 金 0 円
更新料	新賃料の 1 ヶ月分						
更新事務手数料	新賃料の 1 ヶ月分						
契約期間	2023年6月26日 から 2025年6月25日迄						
契 約 車	車種	社用車	色		登録番号		
賃貸人	有限会社土屋商事 を甲とし、賃借人 松下まさよ県政事務所 を乙とする。						

甲と乙とは上記表示物件を下記の条項で賃貸借契約を締結する。

- 第1条 賃料の支払は、毎月28日に翌月分を自動振替（集金代行）とし、同一賃借人に限り一口座につき200円を振替手数料として乙が負担する。尚、甲は支払いの請求書及び領収証を発行しない。賃貸借期間が1ヶ月に満たない場合は、当月の日数で日割り計算とする。
- 賃料の集金業務については、かつみ開発株式会社（かつみ不動産グループ会社）にて行うものとする。
- 第2条 更新時については、甲乙協議の上、契約の更新をすることができる。更新時の更新料は乙負担とする。乙は更新事務手数料を甲の委任した業者に支払うものとする。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産株式会社とする。本契約の更新の手続きは、総てかつみ不動産株式会社を窓口とし、期間満了1ヶ月前迄に行うものとする。
- 又、賃料の増額の必要が生じた時は、甲乙協議の上、増額することができる。
- 第3条 乙が次の場合の一つに該当した時は、甲は催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。
- 一、賃料の支払いを1ヶ月以上遅滞した時。
 - 二、賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
 - 三、本契約書第2条に定める更新手続きをしなかった時。
 - 四、本契約書第13条に定める管理規則に違反した時。
 - 五、本契約書の記載事項に虚偽の事実が発覚した時。
 - 六、その他本契約に違反した時。
- 尚、上記の事由により本契約が解除された場合には乙は解除された当月分の賃料は支払うものとする。
- 第4条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所（車庫）又はその施設及び保管場所（車庫）の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかにその損害を賠償するものとする。
- 第5条 甲は、保管場所（車庫）に在る乙の自動車について、発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとする。
- 第6条 甲乙は壹ヶ月前の予告をもって本契約を解約することができるものとする。但し乙は予告に代え 壹ヶ月分の賃料相当額を甲に支払って即時に解約することができるものとする。
- 乙が解約する場合は解約届に記名押印の上、甲又は甲の指定する者に届出するものとする。
- 尚、契約期間満了において解約する場合も、契約期間満了日の壹ヶ月前までに届出すること。
- 退車後も届出がない場合には賃料は支払う事とする。
- 又、部屋に付随している駐車場は、部屋を解約と同時に契約は終了となる。
- 第7条 駐車台数は駐車位置番号一つに付契約車1台とする。又、契約車は乗用車に限るものとする。
- 尚、乙が契約車を変更した場合甲に申し出て許可をもらい自動車の登録番号・車種及び色を連絡することとする。
- 第8条 乙は甲より駐車位置の変更を求められた場合にはこれに従うものとする。
- 第9条 本契約に基づく賃料、その他諸費用については、乙は施行されている税法に基づき消費税等を加算して甲に支払うものとする。尚、税法が改訂された場合には、改訂された月の賃料より適用する。
- 第10条 乙は礼金を本契約締結と同時に甲に支払う。
- 第11条 乙は 敷金 を本契約締結と同時に甲へ支払う。又、敷金 に利息をつけない。
- 敷金 返金については本契約が終了した時に返還するが、延滞賃料又は第4条による損害賠償金がある場合はこれを差し引いてその残額を返還する。
- 第12条 本契約に基づく返金分についての振込手数料は乙負担とする。
- 第13条（管理規則）
- 一、乙は保管場所（車庫）内に契約車両を適正に駐車させなければならない。
 - 二、乙は保管場所（車庫）を転貸してはならない。
 - 三、乙はいかなる理由を問わず保管場所（車庫）に仮設建物、バイク、自転車、物置、自動車用部品、或いは荷物等を置いてはならない。使用場所は常に清掃に気をつけて使用する事。（缶・ゴミ等を捨てない事）
 - 四、乙は保管場所（車庫）において近所の迷惑となる行為をしてはならない。特に空ぶかし、アイドリング継続或いはクラクションを鳴らすことにより騒音をたててはならない。
 - 五、乙は保管場所（車庫）に駐車していた車両が盗難、破損等の被害をうけない様、注意をしなければならない。
 - 六、契約台数以上の駐車をしてはならない。
 - 七、自動車検査切れの車両については駐車してはならない。

第14条（反社会的勢力の排除）

一、甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- （1）自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員・準構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- （2）自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- （3）反社会的勢力に自己の名義を利用させこの契約を締結するものでないこと。
- （4）自ら又は第三者を利用して、相手方に対して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為又は、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。

二、乙は、本物件の使用に当たり、本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより付近の住民に不安を覚えさせる行為を行ってはならない。

三、甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本物件を解除することができる。

- （1）反社会的勢力の排除に関する各条項に反する事実が判明したとき。
- （2）契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

（特約事項）

（特約事項）	
--------	--

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を所持する。

2023 年 6 月 6 日

賃貸人 （甲）	住 所	埼玉県朝霞市溝沼5丁目2-6	
	氏 名	有限会社土屋商事	

賃借人 （乙）	住 所	埼玉県朝霞市本町2-1-101	自宅TEL	
	氏 名	松子と県政事務所	携帯TEL	
	勤務先名			
	勤務先住所		勤務先TEL	

緊急時連絡先	住 所		自宅TEL	
	氏 名		携帯TEL	

仲介者

朝霞市西原2丁目9番1号 TEL 048-473-0011 （代）
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己
 免許証番号 埼玉県知事(9)第13750号
 登録番号
 宅地建物取引士

45641

整理番号

32

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1 調査研究費	2 グループ活動費	
	【広聴・広報活動費】		
	3 広聴費	4 要請・陳情等活動費	5 広報費
	【経常的経費】		
	6 人件費	⑦ 事務所費	8 事務費
	9 資料購入・作成費	10 交通費	

支出年月日	6年 9月 6日	支出額	15,210 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	エアコンクリーニング		
領収書等貼付欄	松下昌代		
按分計算 16,900 × 90 % = 15,210			

領 収 証

松下まよ県政事務所

様

No. _____

★

416,900-

内 訳

現金

小切手

手 形

消費税額等(10%) 41,536-

コクヨ ウケ-98

但 エアコンクリーニング代

2024年9月6日 上記正に領収いたしました

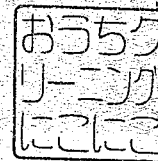
おうちクリーニングにここ

代表 荒木 哲 司

〒351-0025 埼玉県朝霞市三原3-4-37

TEL 090-7013-2707

収入印紙



※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

御見積書

松下まさよ県政事務所 御中

作成日 2024/8/29

下記の通り御見積申し上げます。
よろしく御配慮の程お願い申し上げます。

サービス内容：ハウスクリーニングサービス
作業予定日：2024/9/6
作業場所：埼玉県朝霞市本町2-1-1野口ビル1階
支払条件：現金

おうちクリーニングにここ
〒351-0025 埼玉県朝霞市三原3-4-37
090-7013-2707
荒木哲司

御見積金額(税込)	¥16,900
うち消費税	¥1,536

おうちく
リーニング
にこにこ

[illegible][illegible]

整理番号	45
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	2 グループ活動費
	1 調査研究費	
	【広聴・広報活動費】	
	3 広聴費	4 要請・陳情等活動費
	5 広報費	
	【経常的経費】	
	6 人件費	⑦ 事務所費
	8 事務費	
	9 資料購入・作成費	10 交通費

支出年月日	24年 10月 28日 他	支出額	45,090 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	11月12月1月駐車場代
-----	--------------

領収書等貼付欄	松下昌代
---------	------

按分計算 50,100 × 90 % = 45,090

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

口座名義 松下昌代



3

年	月	日	記号	お支払金額	お振り金額	差引残高	取扱店番
---	---	---	----	-------	-------	------	------

4	06	10	28	BW	16,700	RKS(カワミカイ)	
---	----	----	----	----	--------	------------	--

駐車場代として

18	06	11	28	BW	16,700	RKS(カワミカイ)	
----	----	----	----	----	--------	------------	--

駐車場代として



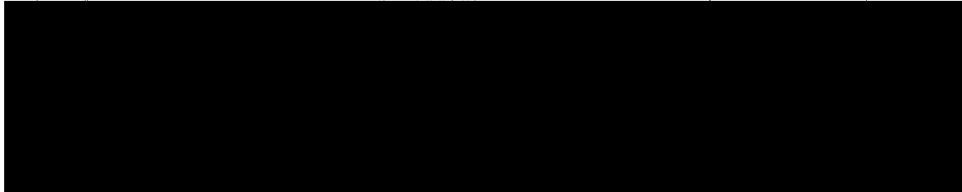
06-11-28	BW	16,700	RKS(カワミカイ)	
----------	----	--------	------------	--

口座名義 松下昌代



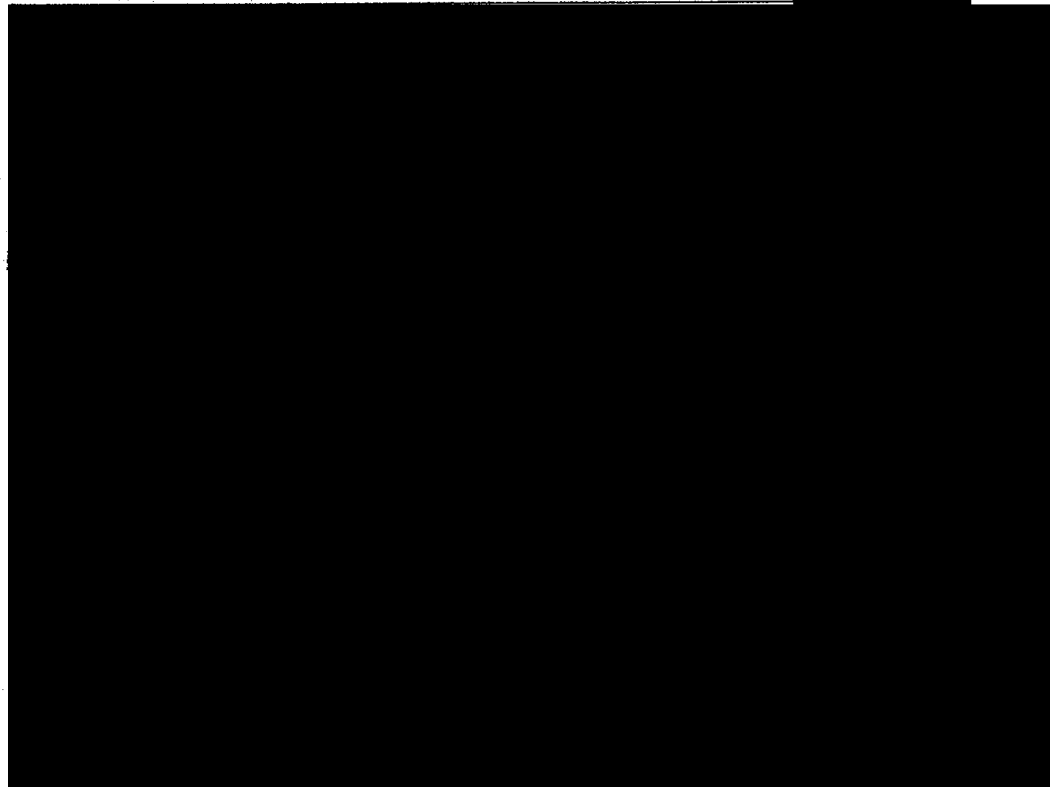
4

年	月	日	記号	お払戻し金額	お預り金額	差引残高	取扱店番
---	---	---	----	--------	-------	------	------



06	12	30	BW	16,700	RKS(カツミハイ)		
----	----	----	----	--------	------------	--	--

駐車場代として



06	12	30	BW	16,700	RKS(カツミハイ)		
----	----	----	----	--------	------------	--	--

自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

名 称	土屋第三駐車場			駐車位置		番	台数	1 台
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1878-1							
賃 料	金	16,500	円也	(内消費税	1,500	円)		
敷 金	金	0	円也	保証金	0	円	礼 金	0 円
更新料	新賃料の 1 ヶ月分							
更新事務手数料	新賃料の 1 ヶ月分							
契約期間	2023年6月26日 から 2025年6月25日 迄							
契 約 車	車種	社用車	色	登録番号				
賃貸人	有限会社土屋商事			を甲とし、賃借人	松下まさよ県政事務所		を乙とする。	

甲と乙とは上記表示物件を下記の条項で賃貸借契約を締結する。

- 第1条 賃料の支払は、毎月28日に翌月分を自動振替（集金代行）とし、同一賃借人に限り一口座につき200円を振替手数料として乙が負担する。尚、甲は支払いの請求書及び領収証を発行しない。賃貸借期間が1ヶ月に満たない場合は、当月の日数で日割り計算とする。
- 賃料の集金業務については、かつみ開発株式会社（かつみ不動産グループ会社）にて行うものとする。
- 第2条 更新時については、甲乙協議の上、契約の更新をすることができる。更新時の更新料は乙負担とする。乙は更新事務手数料を甲の委任した業者に支払うものとする。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産株式会社とする。本契約の更新の手続きは、総てかつみ不動産株式会社を窓口とし、期間満了1ヶ月前迄に行うものとする。
- 又、賃料の増額の必要が生じた時は、甲乙協議の上、増額する事ができる。
- 第3条 乙が次の場合の一つに該当した時は、甲は催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。
- 一、賃料の支払いを1ヶ月以上遅滞した時。
 - 二、賃料の支払いをししばし遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
 - 三、本契約書第2条に定める更新手続きをしなかった時。
 - 四、本契約書第13条に定める管理規則に違反した時。
 - 五、本契約書の記載事項に虚偽の事実が発覚した時。
 - 六、その他本契約に違反した時。
- 尚、上記の事由により本契約が解除された場合には乙は解除された当月分の賃料は支払うものとする。
- 第4条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所（車庫）又はその施設及び保管場所（車庫）の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかにその損害を賠償するものとする。
- 第5条 甲は、保管場所（車庫）に在る乙の自動車について、発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとする。
- 第6条 甲乙は壹ヶ月前の予告をもって本契約を解約することができるものとする。但し乙は予告に代え、壹ヶ月分の賃料相当額を甲に支払って即時に解約することができるものとする。
- 乙が解約する場合は解約届に記名押印の上、甲又は甲の指定する者に届出するものとする。
- 尚、契約期間満了において解約する場合も、契約期間満了日の壹ヶ月前までに届出すること。
- 退車後も届出がない場合には賃料は支払う事とする。
- 又、部屋に付随している駐車場は、部屋を解約と同時に契約は終了となる。
- 第7条 駐車台数は駐車位置番号 一つに付契約車1台とする。又、契約車は乗用車に限るものとする。
- 尚、乙が契約車を変更した場合甲に申し出て許可をもらい自動車の登録番号・車種及び色を連絡することとする。
- 第8条 乙は甲より駐車位置の変更を求められた場合にはこれに従うものとする。
- 第9条 本契約に基づく賃料、その他諸費用については、乙は施行されている税法に基づき消費税等を加算して甲に支払うものとする。尚、税法が改訂された場合には、改訂された月の賃料より適用する。
- 第10条 乙は礼金を本契約締結と同時に甲に支払う。
- 第11条 乙は 敷金 を本契約締結と同時に甲へ支払う。又、敷金 に利息をつけない。
- 敷金 返金については本契約が終了した時に返還するが、延滞賃料又は第4条による損害賠償金がある場合はこれを差し引いてその残額を返還する。
- 第12条 本契約に基づく返金分についての振込手数料は乙負担とする。
- 第13条（管理規則）
- 一、乙は保管場所（車庫）内に契約車両を適正に駐車させなければならない。
 - 二、乙は保管場所（車庫）を転貸してはならない。
 - 三、乙はいかなる理由を問わず保管場所（車庫）に仮設建物、バイク、自転車、物置、自動車用部品、或いは荷物等を置いてはならない。使用場所は常に清掃に気をつけて使用する事。（缶・ゴミ等を捨てない事）
 - 四、乙は保管場所（車庫）において近所の迷惑となる行為をしてはならない。特に空ぶかし、アイドリング継続或いはクラクションを鳴らすことにより騒音をたててはならない。
 - 五、乙は保管場所（車庫）に駐車していた車両が盗難、破損等の被害をうけない様、注意をしなければならない。
 - 六、契約台数以上の駐車をしてはならない。
 - 七、自動車検査切れの車両については駐車してはならない。

第14条 (反社会的勢力の排除)

一、甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員・準構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させこの契約を締結するものでないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為又は、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。

二、乙は、本物件の使用に当たり、本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより付近の住民に不安を覚えさせる行為を行ってはならない。

三、甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本物件を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力の排除に関する各条項に反する事実が判明したとき。
- (2) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

(特約事項)

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、甲乙記名押印の上、各壹通を所持する。

2023 年 6 月 6 日

貸貸人 (甲)	住 所	埼玉県朝霞市溝沼5丁目2-6	
	氏 名	有限会社土屋商事	

貸借人 (乙)	住 所	埼玉県朝霞市本町2-1-1 町内会101	自宅TEL	
	氏 名	松本 正史 県政事務所	携帯TEL	
	勤務先名			
	勤務先住所		勤務先TEL	

緊急時連絡先	住 所		自宅TEL	
	氏 名		携帯TEL	

仲介者

朝霞市西原2丁目9番1号
かつみ不動産株式会社
免許証番号
登録番号
宅地建物取引士

TEL 048-473-0011 (代)
代表取締役 橋本 克己
埼玉県知事(9)第13750号

整理番号

46

政務活動費 領収書等貼付用紙

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1 調査研究費	2 グループ活動費	
	【広聴・広報活動費】		
	3 広聴費	4 要請・陳情等活動費	5 広報費
	【経常的経費】		
	6 人件費	⑦ 事務所費	8 事務費
	9 資料購入・作成費	10 交通費	

支出年月日	24年 10月 30日 他	支出額	405,000 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	------------------	-----	--------------------------------

使 途	11月12月1月事務所賃料
-----	---------------

領収書等貼付欄	松下昌代
---------	------

按分計算 450,000 × 90 % = 405,000

ご利用明細票

本日はご来店いただきありがとうございます。

年 月 日	取扱店番号	機械処理番号	銀行番号
061030	028	040250	0133#
種別	店舗番号	口 座 番 号	

お取引内容	手数料	お 取 引 金 額	
お支払		¥150,000	
お取引時刻		お 取 引 後 残 高	
16:24		*****	
受取人 様			
依頼人 マツシタ マサヨ 様			
振込日 06-10-30			
振込金額 ¥150,000			
振込手数料 ¥0			
1030020			
印紙税申告納 付につき大宮 税務署承認済			

＜ご注意＞

○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行
員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。

武蔵野銀行

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

ご利用明細票

本日はご来店いただきありがとうございます。

年月日	取扱店番号	機械	処理番号	銀行番号
061121	028	020158	0133#	
種別	店舗番号	口座番号		

お取引内容	手数料	お取引金額		
お支払		¥150,000		
お取引時刻	お取引後残高			
15:53	*****			
受取人様				
依頼人 マツシタ マサヨ 様				
振込日 06-11-21				
振込金額 ¥150,000				
振込手数料 ¥0				
1121006				
印紙税・印紙 付につき大宮 税務署承認済				

＜ご注意＞

○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。

武蔵野銀行

ご利用明細票

本日はご来店いただきありがとうございます。

年月日	取扱店番号	機械	処理番号	銀行番号
061227	028	010318	0133#	
種別	店舗番号	口座番号		

お取引内容	手数料	お取引金額		
お支払		¥150,000		
お取引時刻	お取引後残高			
16:51	*****			
受取人様				
依頼人 マツシタ マサヨ 様				
振込日 06-12-27				
振込金額 ¥150,000				
振込手数料 ¥0				
1227027				
印紙税・印紙 付につき大宮 税務署承認済				

＜ご注意＞

○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。

武蔵野銀行

事業用貸借契約書

貸主 _____ (以下「甲」という)と借主 松下まさよ県政事務所 (以下「乙」という)及び
連帯保証人(以下「丙」という)、緊急時連絡先(以下「丁」という)とは、頭書(1)に定める目的物件(以下「本物件」という)について、以下のとおり
賃貸借契約(以下「本契約」という)を締結しました。

頭書(1) 貸貸借の目的物件

建物部分	名 称	野口ビル			
	所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1番1号			
	使用用途	事務所	構 造	鉄筋コンクリート(RC)	6階建
	築年月日	1978年9月			
賃貸部分	区 画	1 階 101号室	専有面積	67.91㎡	(約 20.58 坪)
所有者	建物所有者住所 : 建物所有者氏名 :				

頭書(2) 契約期間及び物件引渡日、解約予告期間

始 期	2023年5月25日	から	終 期	2025年5月24日	まで	2 年	ヶ月間
物件引渡日	2023年5月25日			乙からの解約予告期間	1 ヶ月前		

頭書(3) 貨料等

賃料 (月額) (内消費税額)	150,000 円 (13,636 円)	支払期限 支払方式	翌月分を毎月末日までに支払う ☒ 振込方式 (振込にかかる費用は乙負担) ☐ 口座自動振替方式 (同一借主に限り1口座につき手数料200円) ☐ 支払委託方式 (収納会社名:)
共益費 (月額) (内消費税額)	0 円 (0 円)		振り込む場合の貸主指定の振込先金融機関名 ☐ 持参方式 (持参先・住所:)
敷金	賃料の ヶ月分相当額 または (0 円)		
一時金 (礼金) (内消費税額)	0 円 (0 円)		
保証金	賃料の ヶ月分相当額 または (0 円)	更新料	新賃料の 1 ヶ月分相当額
		更新事務手数料	新賃料の 0.5 ヶ月分相当額

頭書(4)使用目的

県議会議員事務所

頭書(5) 連帯保証人の極度額

☒ 連帯保証人(極度額) (四)

☐ 家賃債務保証業者(社名:)

(保証番号:)

圖書(6) 鍵番号

機No		本数		本	
-----	--	----	--	---	--

頭書(7) 管理会社

商 号 (名 称)	かつみ不動産株式会社 住所:埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号 TEL:048-473-0011 賃貸住宅管理者登録番号:国土交通大臣 (01)第 001734 号		
管理事務 の内容	家賃等受領に係る業務	☒ 頭書(3)に記載の方法により、受領します。 ☐ かつみ開発株式会社に委託します。	
	賃貸借契約の更新に係る業務	☒ 賃貸借契約の更新意思の確認を行います。更新された場合は、更新後の期間や更新後の家賃の額等、書面を交付します。	
	賃貸借契約の終了に係る業務	☒ 退去時の債務の精算業務を行います。債務の額については、その算定基礎を記載した書面を交付します。	
	設備等の管理に係る業務	☐ 各種設備管理業務及び入居中の相談対応業務を行います。 ☒ 貸主又は管理組合へご連絡下さい。	

頭書(8) 特約事項

1. 甲と乙は、本物件内、什器備品・造作について以下の通り確認するものとします。
 - ① 本物件内、什器備品・造作を甲より譲り受ける者は、本物件賃借人に限るものとします。
 - ② 甲は本物件内、什器備品・造作を乙に譲り渡し、乙はこれを譲り受けた。尚、乙は現状にて甲より本物件内、什器備品・造作を譲り受けるものであり、譲り受け後に、万一これらの修理、使用不能等が発生したとしても責任は乙に帰属し、甲は一切その責任を負わないものとします。
 - ③ 今後、乙が本物件を明渡す場合には、甲から譲渡された什器備品・業務用設備及び造作一切をすべて取り外した上で甲に返還するものとします。
2. 電気料金は、甲が検針し乙に請求するものとします。

甲:

乙: 松下まきよ県政事務所

【記名押印欄】

5 年 1 月 21 日

貸主(甲)	氏名 住所 TEL		
借主(乙)	氏名 住所 TEL	松下まきよ県政事務所	
連帯保証人(丙)	氏名 住所 TEL 極度額		
緊急時連絡先 (丁)	氏名 住所 TEL		
宅地建物 取引業者	免許番号 事務所所在地 商号(名称) 代表者氏名 宅地建物取引士 登録番号 氏名	埼玉県知事(9)第13750号 埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号 かつみ不動産株式会社 橋本 克己	宅地建物 取引業者
			免許番号 事務所所在地 商号(名称) 代表者氏名 宅地建物取引士 登録番号 氏名

整理番号

57

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1 調査研究費	2 グループ活動費	
	【広聴・広報活動費】		
	3 広聴費	4 要請・陳情等活動費	5 広報費
	【経常的経費】		
	6 人件費	⑦ 事務所費	8 事務費
	9 資料購入・作成費	10 交通費	

支出年月日	25年 1月 28日	支出額	9,643 135,000 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	2月 事務所賃料		
領収書等貼付欄	松下昌代		

按分計算 150,000 × 90 % = ~~135,000~~
 $\times \frac{2}{28} = 9,643$

ご利用明細票

※本日はご来店いただきありがとうございます。

年 月 日	取扱店番号	機械	処理番号	銀行番号
070128	028	01	0180	0133 #
種別	店舗番号	座	番	号

お取引内容	手数料	お 取 引 金 額		
お支払		¥150,000		
お取引時刻	お 取 引 後 残 高			
16:42	*****			
受取人 様				
依頼人 マツシタ マサヨ 様				
振込日 07-01-28				
振込金額 ¥150,000				
振込手数料 ¥0				
0128015				
印紙券・捺印 付につき大宮 税務署承認済				

＜ご注意＞

○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行
員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。

武蔵野銀行

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用貸借契約書

貸主 (以下「甲」という)と借主 松下まさよ県政事務所 (以下「乙」という)及び連帯保証人(以下「丙」という)、緊急時連絡先(以下「丁」という)とは、頭書(1)に定める目的物件(以下「本物件」という)について、以下のとおり賃貸借契約(以下「本契約」という)を締結しました。

頭書(1) 貸借の目的物件

建物部分	名 称	野口ビル			
	所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1番1号			
	使用用途	事務所	構 造	鉄筋コンクリート(RC) 6階建	
	築年月日	1978年9月			
賃貸部分	区 画	1 階 101号室	専有面積	67.91㎡ (約 20.58 坪)	
所有者	建物所有者住所 : 建物所有者氏名 :				

頭書(2) 契約期間及び物件引渡日、解約予告期間

始 期	2023年5月25日	から	終 期	2025年5月24日	まで	2 年	ヶ月間
物件引渡日	2023年5月25日			乙からの解約予告期間	1 ヶ月前		

頭書(3) 賃料等

賃料 (月額) (内消費税額)	150,000 円	支払期限 翌月分を毎月末日までに支払う	☒ 振込方式(振込にかかる費用は乙負担) ☐ 口座自動振替方式(同一借主に限り口座につき手数料200円) ☐ 支払委託方式(取納会社名:)
共益費 (月額) (内消費税額)	0 円		
敷金	賃料のヶ月分相当額 または(0 円)		
時金 (礼金) (内消費税額)	0 円		
保証金	賃料のヶ月分相当額 または(0 円)		
		支払方式	振り込む場合の貸主指定の振込先金融機関名
		更新料	新賃料のヶ月分相当額
		更新事務手数料	新賃料の0.5ヶ月分相当額

頭書(4)使用目的

県議会議員事務所

頭書(5) 連帯保証人の極度額

☒ 連帯保証人(極度額 [REDACTED] 円)
☐ 家賃債務保証業者(社名: [REDACTED])
 (保証番号: [REDACTED])

頭書(6) 鍵番号

鍵No.		本数		本	
------	--	----	--	---	--

頭書(7) 管理会社

商号 (名称)	かつみ不動産株式会社 住所:埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号 TEL:048-473-0011 賃貸住宅管理業者登録番号:国土交通大臣 (01) 第 001734 号	
管理事務 の内容	家賃等受領に係る業務	☒ 頭書(3)に記載の方法により、受領します。 ☐ かつみ開発株式会社に委託します。
	賃貸借契約の更新に係る業務	☒ 賃貸借契約の更新意思の確認を行います。更新された場合は、更新後の期間や更新後の家賃の額等、書面を交付します。
	賃貸借契約の終了に係る業務	☒ 退去時の債務の清算業務を行います。債務の額については、その算定基礎を記載した書面を交付します。
	設備等の管理に係る業務	☐ 各種設備管理業務及び入居中の相談対応業務を行います。 ☒ 貸主又は管理組合へご連絡下さい。

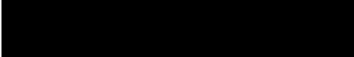
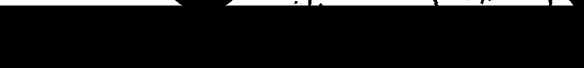
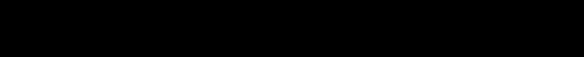
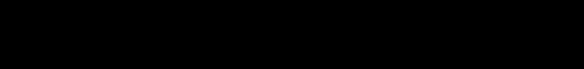
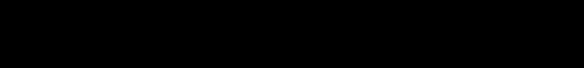
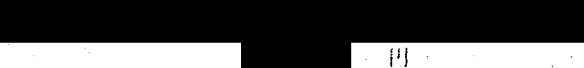
頭書(8) 特約事項

1. 甲と乙は、本物件内、什器備品・造作について以下の通り確認するものとします。
 - ① 本物件内、什器備品・造作を甲より譲り受ける者は、本物件賃借人に限るものとします。
 - ② 甲は本物件内、什器備品・造作を乙に譲り渡し、乙はこれを譲り受けた。尚、乙は現状にて甲より本物件内、什器備品・造作を譲り受けるものであり、譲り受け後に、万一これらの修理、使用不能等が発生したとしても責任は乙に帰属し、甲は一切その責任を負わないものとします。
 - ③ 今後、乙が本物件を明渡す場合には、甲から譲渡された什器備品・業務用設備及び造作一切をすべて取り外した上で甲に返還するものとします。
2. 電気料金は、甲が検針し乙に請求するものとします。

甲: 
 乙: 松下まき 県政事務所

【記名押印欄】

5 年 1 月 21 日

貸主(甲)	氏名		
	住所		
	TEL		
借主(乙)	氏名	松下 まき 県政事務所	
	住所		
	TEL		
連帯保証人(丙)	氏名		
	住所		
	TEL		
極度額		 円	
緊急時連絡先 (丁)	氏名		
	住所		
	TEL		
宅地建物 取引業者	免許番号	埼玉県知事(9)第13750号	
	事務所所在地	埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号	
	商号(名称)	かつみ不動産株式会社	
	代表者氏名	橋本 克己	
	宅地建物取引士 登録番号		
	氏名		
宅地建物 取引業者	免許番号		
	事務所所在地		
	商号(名称)		
	代表者氏名		
	宅地建物取引士 登録番号		
	氏名		

整理番号

67

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1 調査研究費	2 グループ活動費	
	【広聴・広報活動費】		
	3 広聴費	4 要請・陳情等活動費	5 広報費
	【経常的経費】		
	6 人件費	⑦ 事務所費	8 事務費
	9 資料購入・作成費	10 交通費	

支出年月日	25年 1月 28日	支出額	1,074 15,030 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	------------	-----	-------------------------------------

使 途	2月 駐車場代
-----	---------

領収書等貼付欄	松下昌代
---------	------

按分計算 16,700 × 90 % = 15,030

1074
× $\frac{2}{28}$

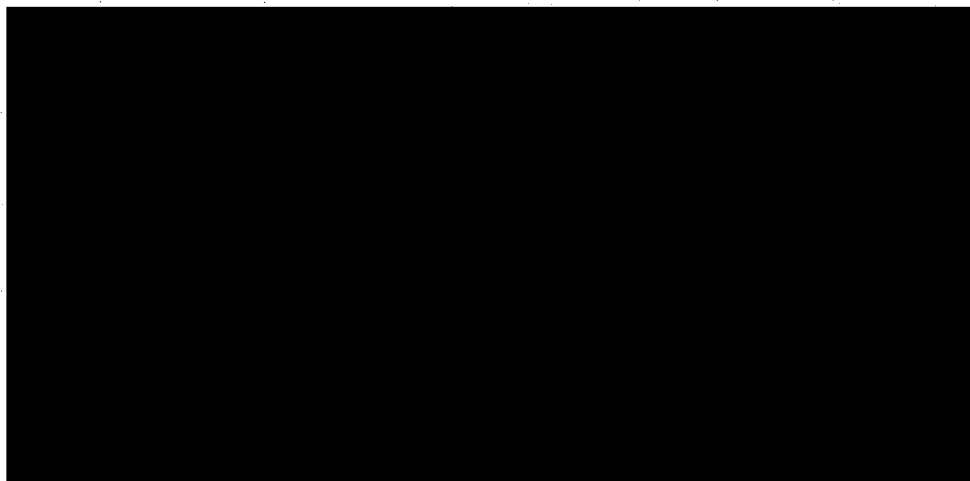
※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

口座名義 松下昌代



4

年 月 日	記号	お払戻し金額 (円)	お預り金額 (円)	差 引 残 高 (円)	取扱店番
[Redacted]					
12 07-01-28	BW	16,700	RKS(カワミカイハツ)		駐車場代として



記号の説明
 DB...入金 DC...入金訂正
 CK...振替預金 CW...支払訂正
 (小切手・手形等) CD...現金自動支払機
 BW...お支払 AD...現金自動預金機

小切手・手形等を受入れたときは、記号欄にCKと表示し、お払戻しができる予定日をお払戻し金額欄に表示します。なお、お支払可能時刻は、上記日付の午後となり、証券の種類によって時刻は異なります。詳細は窓口へお問合せください。

自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

名 称	土屋第三駐車場				駐車位置			番	台数	1 台
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1878-1									
賃 料	金 16,500		円也 (内消費税		1,500		円)			
敷 金	金 0		円也		保証金		0		円	礼 金 0 円
更新料	新賃料の 1 ヶ月分									
更新事務手数料	新賃料の 1 ヶ月分									
契約期間	2023年6月26日				から		2025年6月25日		迄	
契 約 車	車種	社用車			色			登録番号		
賃貸人	有限会社土屋商事				を甲とし、		賃借人	松下まさよ県政事務所		を乙とする。

甲と乙とは上記表示物件を下記の条項で賃貸借契約を締結する。

- 第1条 賃料の支払は、毎月28日に翌月分を自動振替（集金代行）とし、同一賃借人に限り一口座につき200円を振替手数料として乙が負担する。尚、甲は支払いの請求書及び領収証を発行しない。賃貸借期間が1ヶ月に満たない場合は、当月の日数で日割り計算とする。
- 賃料の集金業務については、かつみ開発株式会社（かつみ不動産グループ会社）にて行うものとする。
- 第2条 更新時については、甲乙協議の上、契約の更新をすることができる。更新時の更新料は乙負担とする。乙は更新事務手数料を甲の委任した業者に支払うものとする。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産株式会社とする。本契約の更新の手続きは、総てかつみ不動産株式会社を窓口とし、期間満了1ヶ月前迄に行うものとする。
- 又、賃料の増額の必要が生じた時は、甲乙協議の上、増額する事ができる。
- 第3条 乙が次の場合の一つに該当した時は、甲は催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。
- 一、賃料の支払いを1ヶ月以上遅滞した時。
 - 二、賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
 - 三、本契約書第2条に定める更新手続きをしなかった時。
 - 四、本契約書第13条に定める管理規則に違反した時。
 - 五、本契約書の記載事項に虚偽の事実が発覚した時。
 - 六、その他本契約に違反した時。
- 尚、上記の事由により本契約が解除された場合には乙は解除された当月分の賃料は支払うものとする。
- 第4条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所（車庫）又はその施設及び保管場所（車庫）の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかにその損害を賠償するものとする。
- 第5条 甲は、保管場所（車庫）に在る乙の自動車について、発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとする。
- 第6条 甲乙は壹ヶ月前の予告をもって本契約を解約することができるものとする。但し乙は予告に代え 壹ヶ月分の賃料相当額を甲に支払って即時に解約することができるものとする。
- 乙が解約する場合は解約届に記名押印の上、甲又は甲の指定する者に届出するものとする。
- 尚、契約期間満了において解約する場合も、契約期間満了日の壹ヶ月前までに届出すること。
- 退車後も届出がない場合には賃料は支払う事とする。
- 又、部屋に付随している駐車場は、部屋を解約と同時に契約は終了となる。
- 第7条 駐車台数は駐車位置番号一つに付契約車1台とする。又、契約車は乗用車に限るものとする。
- 尚、乙が契約車を変更した場合甲に申し出て許可をもらい自動車の登録番号・車種及び色を連絡することとする。
- 第8条 乙は甲より駐車位置の変更を求められた場合にはこれに従うものとする。
- 第9条 本契約に基づく賃料、その他諸費用については、乙は施行されている税法に基づき消費税等を加算して甲に支払うものとする。尚、税法が改訂された場合には、改訂された月の賃料より適用する。
- 第10条 乙は礼金を本契約締結と同時に甲に支払う。
- 第11条 乙は 敷金 を本契約締結と同時に甲へ支払う。又、敷金 に利息をつけない。
- 敷金 返金については本契約が終了した時に返還するが、延滞賃料又は第4条による損害賠償金がある場合はこれを差し引いてその残額を返還する。
- 第12条 本契約に基づく返金分についての振込手数料は乙負担とする。
- 第13条（管理規則）
- 一、乙は保管場所（車庫）内に契約車両を適正に駐車させなければならない。
 - 二、乙は保管場所（車庫）を転貸してはならない。
 - 三、乙はいかなる理由を問わず保管場所（車庫）に仮設建物、バイク、自転車、物置、自動車用部品、或いは荷物等を置いてはならない。使用場所は常に清掃に気をつけて使用する事。（缶・ゴミ等を捨てない事）
 - 四、乙は保管場所（車庫）において近所の迷惑となる行為をしてはならない。特に空ぶかし、アイドリング継続或いはクラクションを鳴らすことにより騒音をたててはならない。
 - 五、乙は保管場所（車庫）に駐車していた車両が盗難、破損等の被害をうけない様、注意をしなければならない。
 - 六、契約台数以上の駐車をしてはならない。
 - 七、自動車検査切れの車両については駐車してはならない。

第14条（反社会的勢力の排除）

一、甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- （1）自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員・準構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- （2）自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- （3）反社会的勢力に自己の名義を利用させこの契約を締結するものでないこと。
- （4）自ら又は第三者を利用して、相手方に対して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為又は、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。

二、乙は、本物件の使用に当たり、本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより付近の住民に不安を覚えさせる行為を行ってはならない。

三、甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本物件を解除することができる。

- （1）反社会的勢力の排除に関する各条項に反する事実が判明したとき。
- （2）契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

（特約事項）

--	--

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、甲乙記名押印の上、各壹通を所持する。

2023 年 6 月 6 日

賃貸人 (甲)	住 所	埼玉県朝霞市溝沼5丁目2-6		
	氏 名	有限会社土屋商事		
賃借人 (乙)	住 所	埼玉県朝霞市本町2-1-101	自宅TEL	
	氏 名	松子と県政事務所	携帯TEL	
	勤務先名			
	勤務先住所		勤務先TEL	
緊急時連絡先	住 所		自宅TEL	
	氏 名		携帯TEL	

仲介者

朝霞市西原2丁目9番1号
かつみ不動産株式会社
免許証番号
登録番号
宅地建物取引士

TEL 048-473-0011 (代)
代表取締役 橋本 克己
埼玉県知事(9)第13750号

45641